

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本件は、神岡恐竜化石試掘調査の岩石掘削等を委託するもので、本業務のためには化石発掘に必要な重機等の資機材、これら进行操作する地質学的な専門知識を有するオペレーターなどを必要とする特殊業務である。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 本業務では重機を用いた化石含有層の採掘を行うため、そのオペレーターには採掘エリアの地層（手取層群）に関する地質学的知識に加えて、化石の有無を判断する技能と豊富な経験が必要不可欠である。 大北久保建設株式会社は本事業の採掘エリアと同じ地層を対象とした福井県勝山市の恐竜発掘業務を平成元年より長年にわたり行っており、この地層における化石発掘のための知識・技術・経験が豊富なオペレーターを有する国内唯一の業者である。 よって、これら契約に必要な要件を唯一満たす大北久保建設株式会社と契約するものである。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。